

平成25年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成25年9月18日(水曜日)

出席議員(20名)

1番	木村哲夫君	2番	早坂伊佐雄君
3番	早坂忠幸君	4番	猪股俊一君
5番	伊藤信行君	6番	伊藤淳君
7番	伊藤由子君	8番	高橋聡輔君
9番	一條寛君	10番	三浦進君
11番	沼田雄哉君	12番	工藤清悦君
13番	米木正二君	14番	三浦英典君
15番	一條光君	16番	高橋源吉君
17番	味上庄一郎君	18番	三浦又英君
19番	佐藤善一君	20番	下山孝雄君

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	高橋啓君
会計管理者兼会計課長	鈴木裕君
危機管理室長	早坂安美君
危機管理室専門監	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	遠藤肇君
町民課長	小川哲夫君

税 務 課 長	伊 藤 裕 君
特別徴収対策室長	藤 原 誠 君
農 林 課 長	鎌 田 良 一 君
農業振興対策室長	鈴 木 孝 君
森林整備対策室長	長 沼 哲 君
商工観光課長	日 野 俊 児 君
企業立地推進室長	今 野 伸 悦 君
建 設 課 長	田 中 壽 巳 君
保健福祉課長	下 山 茂 君
子育て支援室長	佐 藤 敬 君
地域包括支援センター所長	渡 邊 光 彦 君
上下水道課長	田 中 正 志 君
小野田支所長	大 類 恭 一 君
宮崎支所長	早 坂 雄 幸 君
総務課長補佐	川 熊 裕 二 君
教 育 長	土 田 徹 郎 君
教育総務課長	小 山 弘 君
生涯学習課長	猪 股 清 信 君
農業委員会事務局長	工 藤 義 則 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 鉄 郎 君
参 事	二 瓶 栄 悦 君
主 査	今 野 典 子 君
主 事	菅 原 敏 之 君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議発第 7号 加美町議会改革特別委員会の設置について

- 第 3 報告第 10 号 平成 24 年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について
- 第 4 議案第 70 号 加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定について
- 第 5 議案第 71 号 字の区域を新たに画することについて
- 第 6 議案第 72 号 平成 25 年度加美町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 7 議案第 73 号 平成 25 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 74 号 平成 25 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 75 号 平成 25 年度加美町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議案第 76 号 平成 25 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 議案第 77 号 平成 25 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 12 議案第 78 号 平成 25 年度加美町霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議案第 79 号 平成 25 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議案第 80 号 平成 25 年度加美町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議案第 81 号 平成 25 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議案第 82 号 平成 25 年度加美町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 17 認定第 1 号 平成 24 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 認定第 2 号 平成 24 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 認定第 3 号 平成 24 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 認定第 4 号 平成 24 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 認定第 5 号 平成 24 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 認定第 6 号 平成 24 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 認定第 7 号 平成 24 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

第24 認定第 8号 平成24年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第25 認定第 9号 平成24年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第26 認定第10号 平成24年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

第27 認定第11号 平成24年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、昨日の早坂伊佐雄議員の一般質問の答弁漏れに発言の申し出がありますので、これを許可いたします。教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 昨日の議員さんの一般質問の中で、不登校の関係で改善件数についての質問がありました。それで、改善件数についてちょっと手元に資料がないということで保留しておりましたけれども、昨年の不登校16件のうち、改善が見られた件数については7件ということでございます。よろしく申し上げます。どうも失礼しました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、13番米木正二君、14番三浦英典君を指名いたします。

日程第2 議発第7号 加美町議会改革特別委員会の設置について

○議長（下山孝雄君） 日程第2、議発第7号加美町議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件について、提出者である高橋源吉君に説明を求めます。

それでは、16番高橋源吉君、ご登壇願います。

〔16番 高橋源吉君 登壇〕

○16番（高橋源吉君） それでは、ご説明申し上げます。

ただいま上程されました議会改革特別委員会の設置につきましての提案理由をご説明申し上げます。

地方分権の推進に伴い、議会に対する町民の関心と期待が高まる中、町民の負託と信頼に応えるという議会の役割はますます拡大しております。本町は本年4月をもって合併から10年が経過いたしました。その間、議会を取り巻く環境は大きく変わっております。開かれた議会を目指し、さまざまな議会運営の改善に取り組んできたところでもあります。

しかしながら、国の地方制度調査会においては、議会への幅広い層からの人材確保、議会の調査機能や議員研修の充実、審議の透明性確保と住民との意思疎通、公聴会や参考人制度の活用などのさまざまな提言がなされています。さらに、全国町村議会議長会においては、議会機能の強化や議会の組織、構成及び運営について、数項目にわたる提言がなされ、加えて議員定数のあり方や報酬の適正水準などについての問題も提起されております。

こうした中、加美町議会としては、町民の声を町政に反映させるべく、二元代表制を十二分に機能させ、町民の代表としてその一翼を担う議会が団体意思決定機関としての機能を最大限に発揮して、町民福祉の向上と町政の発展に取り組んでいく必要があります。

以上のように、町民の代表機関として町の最高意思決定にある加美町議会の役割と責任は格段に重くなることに鑑み、議会みずからがその決断によって運用を改善し、議会のさらなる活性化を図るため、議員定数や報酬等のあり方を初めとする議会基本条例の制定に関して集中的に調査、検討する議会改革特別委員会を設置するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議発第7号加美町議会改革特別委員会の設置についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議発第7号加美町議会改革特別委員会の設置については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 報告第10号 平成24年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、報告第10号平成24年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 平成24年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成24年度事業報告並びに決算は、既に配付しております第15期平成24年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号平成24年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 議案第70号 加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第70号加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第70号加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案件は、このたび旧宮崎町出身で岩手大学名誉教授の海老沢君夫様から2,000万円のご寄附を受けましたことに伴い、この寄附金を財源として新たに基金条例を設置するものであります。

海老沢様は、終戦直後の荒廃した時代に生まれ、日本の高度成長を支えるお一人として東京に集団就職し、夜間高校をご卒業後、大学、大学院へ進学、昨年退官するまで岩手大学のドイツ文学の教授として教鞭をとっておられました。

今回、退官を機に海老沢様からご寄附のお申し出があり、その目的としてご自身が苦学生だったご経験から、成績にすぐれ勉学に熱意のある学生に返済を要しない奨学金としての活用を希望しておられ、町としてもそのご意向に沿って基金を設けることとしたものであります。

私は、加美町町民憲章「夢 海をめざし 愛 ふるさとに帰る 鮎の凜烈 川よ語れ」の言葉どおり、夢を抱いてふるさとを出た海老沢さんのふるさとへの愛がご寄附という形で加美町に帰ってきたこと、深く感動いたしました。海老沢様のご厚意に心から感謝を申し上げる上で給付型にしたいとのご意向のもと、未来ある加美町の若者のために使ってほしいとの思いに応えていきたいと考えております。

ご本人は、条例の名称にご自身の名前を冠することを固辞しておられますので、これから大

海に出て行く若者をアユに例え、条例の名称を「若鮎給付型奨学金」とし、本町出身の優秀な学生に対する高等学校、大学及び大学院等の学校修学に係る経済的支援を図り、地域社会発展の基礎づくりに資するものであります。

なお、今回は基金を設置することにより寄附金を積み立てるもので、その運用や対象学生の選考等につきましては、平成26年度から実施できるよう規則で定めていく予定としております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 今の町長の説明から、非常にありがたい、本当に心温まる基金だなということで感謝申し上げますが、運用については平成26年から規則を定めてということなんですが、この2,000万円を何年間ぐらいとか、どのぐらいのペースとか、そういったところまで今念頭にあるのか、もしくはこれから決定されるのか、あとは選考基準等々、現段階で結構ですので、考えられていればお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これからということです。特に今現在こうだというふうに決まっているものはありません。あくまでも海老沢さんの意向に沿って志の高い学生さんを対象にしたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑ございませんか。15番一條 光君。

○15番（一條 光君） まず、この条例の第5条ありますけれども、「基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」という条項ありますけれども、よく理解できませんので、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 繰り替え運用の規定ということになります。基金に2,000万円を今回積み立てるといいますか、その条例に基づいて積み立てると。その基金の中で積み立ててはいるんですけれども、その積立金の一部をそこから借り入れして、借り入れといいますが、そこから一般会計の運用に使うというようなことが可能になる一応規定ということでご理解をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 15番一條 光君。

○15番（一條 光君） せっかく貴重なといいますが、お金をいただいて、それに専念した使い道を考えるというのが、今置かれている町の受け取ったものとしての使命なのではないかとい

うふうに思いますけれども、既にうまくいかなかったときに一般会計に繰り入れするというこ
とをこの条項に入れること自体、真剣味に欠けるような気がするんですけども。

その点が1点と、それから町の広報の町長日記ですか、あの中にも善意が回る町の象徴的な
事例として扎扎实り引用しておられましたけれども、せつかく善意をいただいたのであれば、
その善意が回るように、循環するように、長続きするように、もう少し枠を町の予算でふやし
て、この条例そのものの基金をふやして、例えば1,000万円をふやすとか、2,000万円ふやす。
そして長続きするようにすることこそ、善意が広がる、善意が長続きする方策ではないかとい
うふうに思いますけれども、この2点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一般会計から繰り入れることは考えておりますけれども、この基金から
一般会計に繰り出すということは想定はしていない。この条項については、これは5条につい
ては、これは教育委員会のほうからもう一回お答えいただきたいと思います。基本的な考え方
としては、あくまでもこれは2,000万円に関しては奨学金として給付をするという寄附者の意
向でございますので、先ほど申し上げましたようにその意向に沿ってこれは活用していくと。
できれば、長続きするように町の一般会計も繰り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） この繰りかえ運用の条項につきましては、基金がほかにもいろ
いろあるんですけども、財政上必要があると認めるとき、確実な繰り戻しの方法でもってそ
こに戻すということになりますので、一時的なお金の運用の上必要が生じた場合、多分必要に
はならないとは思んですけども、そのようなことで一応条項として定めているということ
でございます。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 今、教育総務課長が申しあげましたけれども、町の条例として基金を
定めた場合に、その基金に利子が発生します。その利子を一般会計のほうで受けて、そしてそ
れを戻すという手続をとるというものでございまして、ここから繰り出しをして何かに使うと
いうものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。（「上積み分。上積み分
の答弁」の声あり）

○議長（下山孝雄君） 上積み分の。副町長。

○副町長（吉田 恵君） 先ほど町長が申しあげましたように、その分は戻して基金をふやして
いくということでございます。さらに、先ほど町長が申しあげたのは、この基金が運用される

に当たって、その考えに賛同する方とか、そういう方がいらして寄附を申し出た場合に、これを積み立てていくということも考えているということでございまして、できるだけこの基金を長く使っていきたいということでございます。

それから、先ほど町長が答弁いたしまして、最初の質問で1番議員から何人ぐらい考えて何年ぐらいということでしたが、これはあくまでも考えていることではなくて、ご本人が町においでになりました7月の半ば過ぎでしたけれども、そのときにお話ししたのは、そのご本人から月に5万円とかすれば年間60万円で、もしそれが4年間ということになれば240万円になって、そうすると8年ぐらいでこの基金はなくなるかもしれませんが、私はそれでもいいと思っていると、町にさらにふやしてこれをどうしてほしいというようなことは私は申し上げませんというお話でしたけれども、町としては、いや、そうではなくて、できるだけこの方の、海老沢さんのお気持ちを長く続けられるようにしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 15番一條 光君。

○15番（一條 光君） この基金は貸与じゃないですから、やはり給付ですから戻ってこない金で、長続きしないわけです。そうしたときに、やはり基金全体をふやして見える形で基金者に対して誠意をあらわす。町としての善意も見える形で出しておくということは、町長のスローガンにぴったりくるんだと思いますけれども、これでは善意は一方的に受け取ってさっぱり回っていないんじゃないかというふうにも思います。

それから、条例を制定する際に、大まかな給付方法くらいはつくっておかなきゃならない、見通しておかなきゃならない。例えば、一つ、例として今副町長申しあげましたけれども、修学中を通じて4年間だったら4年間出す。それとも、一時金として出すのかですね。そういう大まかな対象となる生徒といいますか、学生をどれくらいに絞るんだとか、そういったことは大まかなものを立ててから条例作成も同時並行してやらなきゃならないのではないかというふうに思いましたけれども、もう一度ご意見をいただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 一條議員のおっしゃるとおりでございます。普通は条例を出すときにあわせて規則もある程度のものをお示しをしたいというふうに思いました。ただ、基金が、お話をして、お金が振り込まれたのが7月31日でございました。12月の議会で一緒にというふうにも思いましたけれども、早く基金に積み立てをして、このことをまずお知らせをするというか、ご厚意に対して形にするということ優先をさせていただいたということでございます。

なお、この基金をその方がおっしゃるのは、返ってくるお金ということであれば、その育英資金とかいろいろあるわけですので、返さなくてもいい、アルバイトする時間があつたら勉学にいそんでほしいということで返済を要しない基金ということにしてほしいというご意向、まずこのことだけをこの条例でいち早く制定をして、そして今一條議員さんがおっしゃったような運用の仕方について委員会を立ち上げる、それから周知を各学校とか、地元のいわゆるこれから高校、大学という人たちに周知をしていくというような期間も合わせて、今年度中に具体化をしていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） そのほかにごございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） ほとんど出尽くしたかと思うんですが、今、私もこの基金がなくなった後の対応をどうするんだろうというふうに考えていまして、提案もあつたかと思うんですが、町の予算でふやしていくということも一つ、それから広く募集して継続していく若鮎基金ということをして給付型奨学金基金ということで町内外に広く募集をして継続していくという方法がいいかなと思います。それで、そういうことが必要だと思うんですが、先ほども出たと思いますが、海老沢さんの2,000万円がどんな形で使われたかをきちんと本人には伝わるような報告の仕方を、町民にもそうですけれども、示していく必要があるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど私答弁しましたように、これができるだけ長続き、長く続くようにというふうに思っております。ですから、今現在もふるさと納税のような形でご寄附をしてくださっている方々がおりますので、ぜひそういった皆さん方に呼びかけをするということも必要でしょうし、いずれにしてもこの2,000万円に上乗せをするといいますか、基金の造成というものはしていく必要があるというふうに思っております。

また、当然この結果について、海老沢さんにはご報告をいたします。実は海老沢さんにその審査にも加わってほしいというふうなお話をしましたけれども、ご本人は必ずしもそういったことを望んでいるようではございません。しかし、当然これは加わる、加わらないにかかわらず、その結果といいますものは海老沢様にきちっとこれはお伝えするということはしていくつもりでございます。

○議長（下山孝雄君） そのほかにごございませんか。19番佐藤善一君。

○19番（佐藤善一君） 既存の育英資金の貸与型の規定あるんですけれども、その中で同じようなこの「優秀な学徒を経済的理由により奨学金を貸与して有用な人材を育成する」、あるいは

また、育英事業に関する規定においては、「事業の確立を図るために広く賛助を求め寄附金を募集し、基金に充当する」という同じような内容ですが、ただ、違うところが給付型と貸与型、そこでこの整合性をどうとっていくのかどうか。

そしてまた、たとえ今の2,000万円に上積みして長く続くような基金とするとすれば、第4条の「一般会計歳入歳出予算に計上して整理する」を「この基金に編入する」とこういう条文になるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） どなた。教育総務課長。

○教育総務課長（小山 弘君） 今のご質問の中で育英資金、現在あります。育英資金については貸与型と、そして今回の若鮎基金については給付型ということで、その整合性という話になりますけれども、あくまでも貸してあと戻していただくと。あと、こちらについては一方的に返納は必要ないということで、そこでその給付とといいますか、給付基準の進め方については先ほどお話ししていますように、今後どういった方たちを対象にするのが一番いいのかということを検討していくということになると思います。

それから、第4条の運用益の処理ということになりますけれども、運用益については利子について戻すというような形のほうがいいんじゃないかということですが、給付金額については何万円というような形になると思いますので、今利子が非常に少ないというような状況でございますので、その分についてはこの基金に戻す必要がないのかなというふうにちょっと考えております。

以上でございます。（「はい、了解」の声あり）

○議長（下山孝雄君） そのほかございませんか。12番工藤清悦君。

○12番（工藤清悦君） 15番、それから19番議員のお話と関連するわけですが、条例に関してはやはりその議会にかけなくちゃいけないというようなことはあるんですけども、規則に関しては議会にかかることはないわけですが、ただ、今回大変ありがたい基金の利用される審査基準とか、そういうものがセットで提案されたわけではなくて、この運用・審査基準に関して我々議会としての思いを、考えをお話しする機会がないというようなことに対して、まず判断として条例の判断として片手落ちだったのかなというような思いもしています。

そういった中で、もちろん副町長からもご本人、基金提供されたご本人にも説明をすることでありまして、今後、議会にはかけなくてもいいんですけども、議会への周知というものについてどのようにお考えかということが1点。

もう1つ、育英資金とこの給付型の奨学金なんですけれども、当然お借りする、または利用

する立場の方々にとっては、返納しない給付型のほうが当然使い勝手がよいわけですので、それは本当に19番がおっしゃった整合性の中で一番はその審査基準ということになってくると思うんですけども、そういった中でその審査基準の線引きというものを単なる成績なのか、家庭の事情なのか、非常に難しい部分が出てくるのかなというふうに懸念されるわけですけども、運用は平成26年からだというようなことで、時間をかけてさまざまな形で検討はされていくんでしょうけれども、その辺についての考えがありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） この最初の規則、議会に議案としてかける必要がないというご意見、ご質問でしたけれども、前にも非常に規則を見ないと、一緒にしないとというようなものもございました。そういう観点から、この今回のことについては運用をどうしていくかという大変議員各位初め、町民の方も例えばこの条例の制定によってご関心を持たれると思いますので、どのように進めていくか、規則が定まりました皆様にご説明をする機会を持ちたいというふうに思っております。

それから、先ほどの19番議員のご質問とも関連してまいりますけれども、この海老沢さんはいわゆる資金、生活、学校に行くのにお金が経済状況が厳しいとか、そういう人にとっては育英資金であるとか、大学からの貸与基金ですとか、さまざまな方法でそれを賄うことはできないわけではないと。返納するということでありますけれども。けれども、今回の自分がするのは、本当に町のために役に立つ有為な人材を育てる、あるいは本当に何か勉学、非常に優秀な人間、そういう者に絞ってほしいというご意向はございました。ですから、希望があった人どなたにでもということではなくて、非常に審査基準が厳しいものになるかというふうに思っています。ですから、そういう意味でも育英資金と性質は異なるというふうに思いますが、それらについて規則で定めた場合に議会の皆様にご報告をしたいというふうに思います。

それから、ではどういう人が該当になったのかということについてもご報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） そのほかに質疑はございませんか。2番早坂伊佐雄君。

○2番（早坂伊佐雄君） 2点についてお伺いします。

まず、第4条に関してですけれども、先ほど利息の件に関して一般会計に繰り入れ云々の話がございましたけれども、利息利率が高い低いにかかわらず、本来の趣旨からして一般会計に繰り入れるべきものかどうか。本来やはり基金に入れるべきではないかというのが1点でござ

います。

それから、第2点目ですけれども、先ほど15番議員からも第5条について質問がありましたけれども、表現がわかりにくいというふうなこともありますし、実際これはわかりやすく言うのと貸し出しというふうな形になるのかもしれませんが、それが実際あり得ないというのであれば、果たして第5条が必要かというふうな点、2点についてお願いします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 第4条の一般会計歳入歳出予算に計上して整理するというのは、その一般会計に利子が生まれた場合に計上してそれを一般会計に入れるということではなくて、基金に戻すというふうにしていきたいというふうに思っております。

それから、第5条については、なくてもいいのではないかというようなことですが、こういう基金条例の場合に全くないということであっても、一応形としてこのようなこともこの確実な繰戻し、期間、利率を定めて歳計現金に繰り替えて運用することができるというのは文言として入れておくということをございまして、それはなぜかという、そういう可能性が全くないということではありませんので、そのなくても一応こういう形として入れておくということが条例上しっかりするという意味でこれを入れておるものをございます。そして、では頻繁に一般会計のほうでお金がなくなったとき、ここから基金から借りてやるのかということではありませんけれども、ほかの全ての基金と同じような体裁をとらせていただいたということをございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） そのほかございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第70号加美町若鮎給付型奨学金基金条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（下山孝雄君） 日程第5、議案第71号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第71号字の区域を新たに画することについてご説明申し上げます。

本案件は、経営体育成基盤整備事業の県営圃場整備事業門沢・小瀬地区が施工されたことに伴いまして、事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。

当門沢・小瀬地区の事業概要は、受益面積103ヘクタール、全体事業費が10億400万円であり、平成14年10月に事業採択を受け、11年の歳月により平成25年度で整備が完了しております。

今回の案件は、当事業によって10アール等の未整備の区画から50アール以上の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区域を新たに画することによって、合理的な換地処分を実施することにより、事業の早期完了を目的とするものであります。

お手元に当該地区の従前及び換地後の字界について記載した資料を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番伊藤由子さん。

○7番（伊藤由子君） 字というのは明治22年の市制町村制の設置で明治の大合併のときにつくられた大字の下位に属するものというふうな調べた結果理解をしたわけなんです、これは町内会とか地区会とか、消防団の地域分団の編成単位となっているのが現実だと思います。郷土意識の末端単位というふうに言われているわけなんです、今回の字のこの区画変更については、換地を合理的な換地処分等々を目的にするというふうな今説明があったんですが、このことによって不都合とかは全く考えられないのかどうか、ほとんど有効、この字を区画整理、変更することが今後将来ともに必要なのかどうか。必要性については全く疑義がないのかどうか、心配がないのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

この字界の今回の変更につきましては、従来の圃場整備前の字そのままですと、非常に筆数が多くなりますし、圃場整備前の現況とまるきり変わってきておりますので、そのまま従来の字を使うということについては問題が生じてきます。したがって、圃場整備後の現況に合

わせまして整理をして、換地を行って最終的には登記を行ってこの事業は完了するということになりますので、この字の変更がないと、新しく設定しないと、逆にいろんな障害が生じてきます。

○議長（下山孝雄君） そのほかに。1番木村哲夫君。

○1番（木村哲夫君） 決して整理統合することに反対というわけではないんですが、やはり伊藤議員も言われたように歴史的な背景がいろいろあって、例えばその地名からその土地の地盤だったり、いろんな状況だったりというのあって、むやみやたらに整理統合するというのはいかなものかなという思いもしております。その整理の仕方について、何か基準を持ってされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） できるだけ従来の名称は残すような形で整理をさせていただいたということでございます。

○議長（下山孝雄君） そのほかに質疑はございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） この71号議案なんですけれども、田んぼに限らず区画整理なるものはいかような換地といいますか、区域を新たに画すること、これをやらなければ最終換地はいかないんですね。それで、一つ聞きたいんですけれども、これが終わって最終的に登記完了して、その事業、本換地全部終わるのはことですか、来年ですか。それがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） この今回提案、議決をさせていただきました後に、換地委員会を開催しまして、その後登記という形になりますので、予定としては平成26年度完成予定ということで現在進んでおります。

○議長（下山孝雄君） そのほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。よって、議案第71号字の区域を新たに画する

ことについては原案のとおり可決することに決定いたしました。